

## 畑作物共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、畑作物共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら、最寄りの組合支所にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
1 加入申し込みと共済関係（契約）の成立 加入される方が畑作物共済加入申込書兼変更届出書に必要事項を記入・押印して申し込み、組合が承諾したときに契約が成立します。	P 3
2 共済目的の種類 共済目的は、「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「蚕繭」です。	P 3
3 引受方式と共済金額（補償額） 加入者が選択できます。	P 3
4 共済責任期間（補償期間） 「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」は発芽期（移植するものは移植期）から収穫まで、「蚕繭」は桑の発芽期から収繭までです。	P 5
5 自動継続特約 畑作物共済加入申し込み時に自動継続特約申込書を提出することにより、翌年以降の年産の当該畑作物共済の申し込みがあったとする旨の特約を付することができます。	P 5
6 共済事故（共済金支払対象事故） 自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害による収量の減収（盗難は対象外）です。	P 5
7 共済金の支払額 共済事故による損害が発生したときに被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を算定します。 共済金の算定方法は、引受方式・補償割合ごとに異なります。	P 6
8 損害発生の通知 損害が発生したときは、遅滞なく組合にご連絡ください。 なお、被害申告する際の申告内容は引受方式ごとに異なりますので詳細ページでご確認ください。	P 7
9 損害防止の義務 加入した「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「桑葉・蚕児」について、通常の管理、損害防止に努めてください。これらの努めを怠った場合は、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。	P 7
10 共済金が支払われない場合 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。詳細ページでご確認ください。	P 7
11 分割評価 通常の管理、損害防止を怠ったと認められる場合は、被害に係る減収量から防止、軽減できたと認められる減収量又は損害額を差し引くことがあります。	P 7
12 告知義務違反による共済関係の解除 加入申し込みの際に、悪意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。	P 7
13 共済掛金不払いによる共済関係の解除 共済関係（契約）成立後であっても、正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金が納入されない場合、共済関係を解除することがあります。	P 8
14 重大事由による共済関係の解除 重大な事由により共済関係を解除する場合があります。詳細ページでご確認ください。	P 8
15 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認 大豆、そばについて、共済金支払い後に共済金の返還を求める場合があります。	P 8

<p>16 共済責任期間中の通知義務 共済責任期間中に加入申し込みのときと異なる事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠った場合、共済金がお支払いできなくなる場合や共済関係を解除・失効しなければならなくなる場合があります。</p>	P 8
<p>17 個人情報の取り扱い 加入申込書記載事項やご加入に際し知り得た情報につきましては、当組合、農林水産省が引受・損害評価事務などのほか、損害防止など各種サービスの提供・充実のために限り利用させていただきます。 なお、法令により必要とされた場合には、個人情報を第三者に提供することがあります。</p>	P 8
<p>18 その他の重要事項 組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。 畑作物共済(ばれいしょ、大豆、そば、蚕繭)に加入している場合でも農業経営収入保険に移行することも可能となります。 加入申込書の提出をもって、本書面の確認とさせていただきます。</p>	P 9

## ＜畑作物共済の説明書（詳細ページ）＞

### 1 加入申し込みと共済関係（契約）の成立

畑作物共済の契約は、加入申し込みされる方が、別途定めている加入申込書兼変更届出書に、必要事項を記入して組合に申し込み、その申し込みの内容を組合が確認し承諾することにより成立します。

なお、加入申込書兼変更届出書の提出にあたっては、記入誤りが無いよう十分ご留意願います。万一内容が事実と異なるときには、契約を解除し、共済金の支払いを免責する場合があります。

加入申込書兼変更届出書の提出後、作付内容（蚕繭では掃立て・桑栽培内容）を変更する場合や、記入内容の誤りに気付いた場合は、速やかに組合までご連絡ください。

また、「加入申し込みに係る農作物及び蚕繭が、申し込みできるものの全てでないとき」は申し込みの承諾を拒む場合があります。

### 2 共済目的の種類

加入できる共済目的は、「大豆」、「ばれいしょ（春期に播種するばれいしょ）」、「そば」及び「蚕繭」です。

但し、えだまめ等未成熟で収穫する大豆は、税の申告書類及びその関係書類により引受する全相殺方式の場合のみ引受することができます。

### 3 引受方式と共済金額（補償額）

引受方式と補償割合（平年の収穫量のうち農業共済が補償する部分の割合）は加入者が選択します。共済目的の種類・引受方式ごとの補償割合は次のとおりです。

共済目的の種類	引受方式	補償割合
大豆	半相殺方式	8割、7割、6割
大豆、ばれいしょ	全相殺方式	9割、8割、7割
	地域インデックス方式	9割、8割、7割
そば	全相殺方式	8割、7割、6割
	地域インデックス方式	9割、8割、7割
蚕繭	全相殺方式	8割、7割、6割

半相殺方式及び全相殺方式の共済金額（共済事故があったときの最高補償額）は、加入申し込みのときに加入される共済目的の種類等ごとに、引受収量に単位（1kg）当たり共済金額を乗じて得た金額です。

なお、全相殺方式については、過去のJA等への出荷数量等または青色申告書（但し大豆については、白色申告書も可）及びその関係書類により5か年中中庸3か年を平均した基準単収をもとに、加入者が選択した補償割合と単位当たり共済金額によって計算した金額です。

地域インデックス方式については、統計単位地域における過去の統計単収の5か年中中庸3か年を平均した基準単収をもとに、加入者が選択した補償割合と単位当たり共済金額によって計算した金額です。

#### (1) 単位当たり共済金額

単位当たり共済金額は、毎年、農林水産大臣が告示します。加入者は告示に基づき設定された単位

当たり共済金額のうちから申し出により選択します。

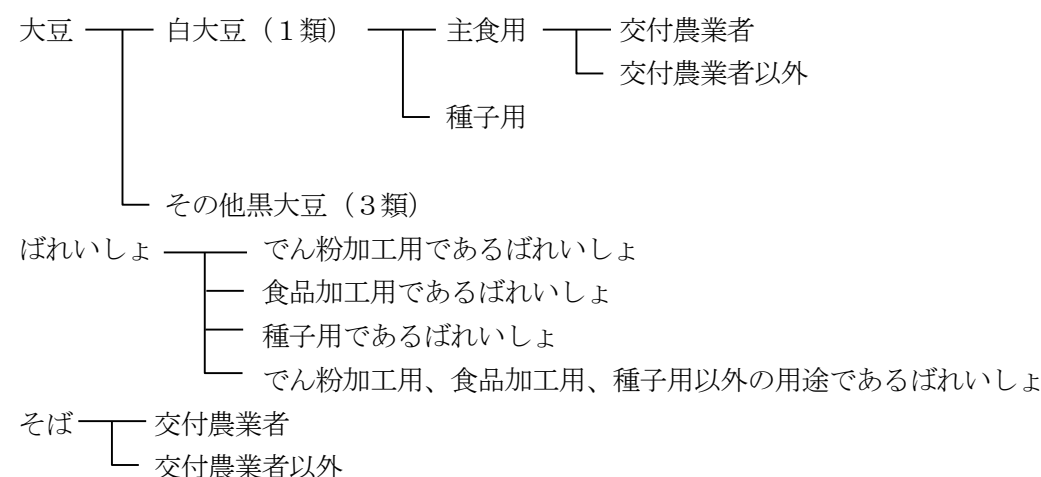
「大豆」の単位当たり共済金額は、大豆の種類別（白大豆（主食用、種子用に細分されます。）、その他の黒大豆の別）に設定され、白大豆の主食用については経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払交付金（以下「数量払」）の交付を受けようとする農業者（以下「交付農業者」）とそれ以外の農業者（以下「交付農業者以外」）の別に設定された中から選択します。

「ばれいしょ」の単位当たり共済金額は、用途別（でん粉加工用であるばれいしょ、食品加工用であるばれいしょ、種子用であるばれいしょ、でん粉加工用、食品加工用、種子用以外の用途であるばれいしょの別）に選択します。

「そば」の単位当たり共済金額は、交付農業者と交付農業者以外の別に設定された中から選択します。

「蚕繭」の単位当たり共済金額は、農家ごとの種繭収繭量割合（掃立て全収繭量に対する種繭の収繭量の割合）に応じた区分ごとに設定します。

〈単位当たり共済金額の設定区分〉



【注意！】 「大豆」及び「そば」について、「交付農業者」として単位当たり共済金額の選択を申し出した加入者が、後日要件を満たさない等により数量払を受けられないことが判明した場合は、「交付農業者以外」に適用される単位当たり共済金額を適用し、引受変更することになります。

## (2) 引受収量

引受収量は次のように算定します。

### 1) 大豆、ばれいしょ、そば

#### ア 半相殺方式（大豆）

引受収量＝（耕地ごとの 10a 当たり基準収穫量×耕地ごとの引受面積）の合計×補償割合

#### イ 全相殺方式（大豆、ばれいしょ、そば）

引受収量＝（耕地ごとの 10a 当たり基準収穫量×耕地ごとの引受面積）の合計×補償割合

#### ※10a 当たり基準収穫量（基準単収）

半相殺方式の 10a 当たり基準収穫量は平年的な収穫量で、県平均が農林水産大臣から、組合平均が県知事から毎年通知されます。組合では耕地ごとの圃場条件、栽培管理等を調査して、耕地ごとの収量等級を設定し、組合平均が県知事から通知される 10 a 当たり基準収穫量の 110%以内になるように定めています。

なお、全相殺方式の 10a 当たり基準収穫量は、加入者ごとに過去の J A 等への出荷数量等また

は税の申告書類及びその帳簿等関係書類により収穫量を把握し5か年中中庸3か年を平均した数量となります。

また、播種の状況に応じて10a当たり基準収穫量を調整する場合があります。

ウ 地域インデックス方式（大豆、ばれいしょ、そば）

引受収量＝（統計単位地域ごとの10a当たり基準収穫量×統計単位地域ごとの引受面積）の合計×補償割合

※統計単位地域ごとの10a当たり基準収穫量

地域インデックス方式の10a当たり基準収穫量は統計単位地域（農林統計の作柄等を公表する単位）ごとの統計単収の5か年中中庸3か年を平均し算定される収穫量です。農林統計で作柄統計を公表する単位は、作物ごとに県単位、市町村単位、市町村別田畑別と異なります。

また、秘匿措置等で情報が公表されない場合は、順次公表単位の区域を拡大します。

作物名	地域インデックス方式の統計単位地域	統計公表単位			
		市町村別田畑別	市町村別	県別	全国
大豆	市町村別田畑別	◎	○	○	○
ばれいしょ	都道府県別	×	×	◎	○
そば	市町村別田畑別	◎	○	○	○

※基本的に◎の統計公表単位を用いて算定します。

2) 蚕繭

ア 全相殺方式

引受収量＝（箱当たり基準収繭量×引受箱数）×補償割合

※箱当たり基準収繭量は、JA等の過去の繭の出荷数量等を把握し平均した数量です。

4 共済責任期間（補償期間）

共済責任期間（補償期間）は、次のとおりです。

大豆、ばれいしょ…… 発芽期から収穫をする時までです。収穫とは、収穫適期に刈取り又は堀取り及びそば

りすることをいいます。

なお、通常の圃場乾燥期間も含まれます。

蚕繭……… 桑の発芽期から収繭をする時までです。

5 自動継続特約

畑作物共済加入申し込み時に自動継続特約申込書を提出することにより、翌年以降の年産の当該畑作物共済の申し込みがあったものとする旨の特約を付すことができます。

6 共済事故（共済金支払対象事故）

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

(1) 大豆、ばれいしょ及びそばの共済事故

ア 風水害、干害、冷害、ひょう害、凍霜害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害

イ 火災

ウ 病害、虫害

エ 鳥害、獣害

※上記以外の事故は対象になりません。

## (2) 蚕繭の共済事故

ア 蚕児の風水害、地震害、噴火の害

イ 蚕児の火災

ウ 蚕児の病害、虫害

エ 蚕児の鳥害、獣害

オ 桑葉の風水害、干害、凍霜害、ひょう害、雪害、冷害、冷湿害、地震害、噴火の害、雷害、その他気象上の原因による災害

カ 桑葉の火災

キ 桑葉の病害、虫害

ク 桑葉の獣害

※上記以外の事故は対象になりません。

## 7 共済金の支払額

畑作物共済に加入した「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「蚕繭」に、共済責任期間中に共済事故による損害が発生した場合は共済金をお支払いします。共済金の支払額は、次の算式による金額となります。

なお、「大豆」及び「そば」について、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）交付金（以下「面積払」）が当年産の作付面積を対象に支払われるため、大豆共済及びそば共済では、面積払の交付対象者の主食用大豆及びそばの収穫量は面積払に相当する収穫量を加味して算定します。

### (1) 大豆、ばれいしょ、そば

#### 1) 半相殺方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（被害耕地の基準収穫量－被害耕地の収穫量）の合計

－基準収穫量の合計×（1－補償割合）

＊ 収穫量は、被害申告のあったすべての耕地の調査結果から決定される評価単収を基に算定します。

なお、基準収穫量を上回った耕地の増収分は加味しません。

#### 2) 全相殺方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（基準収穫量の合計－収穫量）－基準収穫量の合計×（1－補償割合）

＊ 収穫量は、被害申告のあった加入者ごとにJA等への出荷数量等若しくはすべての耕地の調査結果から決定される評価単収を基に算定します。なお、搬入（出荷）されない耕地については現地調査により収穫量を算定します。

また、基準収穫量を青色申告書及びその関係書類を基礎として設定している場合には、青色申告書等調査により収穫量を算定します。

#### 3) 地域インデックス方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝（統計単位地域ごとの基準単収－統計単位地域ごとの当年産の統計単収）×統計単位地域ごとの引受面積の合計－統計単位地域ごとの基準単収×統計単位地域ご

との引受面積の合計×(1－補償割合)

(2) 蚕繭

春蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩々秋蚕期に係る晩秋蚕繭ごとに算出します。

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝(基準収繭量の合計－収繭量)－基準収繭量の合計×(1－補償割合)

※ 桑葉の被害は、収繭量の減収に換算して算出します。

8 損害発生の通知

加入した「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「蚕繭(桑葉及び蚕児)」に損害が発生したときは、遅滞なく組合に損害発生通知をしてください。損害発生通知が遅れ、事故状況の確認ができない場合には共済金が支払われなくなることがあります。

各方式で次の被害が見込まれる場合は速やかに損害発生通知(被害申告)を行ってください。

ア 半相殺方式、全相殺方式は基準収穫量に対して支払開始損害割合を超える減収が見込まれるとき。  
なお、半相殺方式は被害申告時に、被害申告する耕地ごとに見込収穫量(見込単収)を申告します。

イ 地域インデックス方式は、引受耕地に被害が発生した場合、その旨を通知する。

9 損害防止の義務

加入した「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」及び「蚕繭」について、通常管理、損害防止に努めてください。これらの努めを怠った場合は、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示する場合があります。

10 共済金が支払われない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

- ア 加入者が損害防止の義務を怠ったとき。
- イ 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき。
- ウ 加入者が損害発生の通知を怠り、悪意若しくは重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。
- エ 加入者が悪意若しくは重大な過失によって加入申込書兼変更届出書に不実の記載をしたとき。
- オ 加入している「大豆」「ばれいしょ」「そば」についての栽培方法を加入した区分に適用される栽培方法以外のものに変更したとき。
- カ 蚕繭を譲渡したとき、又は収繭期前の棄蚕をしたとき。
- キ 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。
- ク 共済事故発生の際の調査を妨害したとき。
- ケ 共済掛金を払込期限までに納入しないとき。

11 分割評価

肥培管理の粗放、その他共済事故以外の原因によると認められる損害と共済事故による損害とを分割して評価を行い、次の原因による減収量又は損害額は共済事故として取り扱いません。

- ア 共済事故以外の原因による損害であることが明らかなきとき。
- イ 共済責任期間以外に発生した災害による損害であることが明らかなきとき。
- ウ 共済事故による損害であることが確認できないとき。
- エ 共済事故の発生原因が分割事由に該当するとき。

12 告知義務違反による共済関係の解除

加入申し込みの際に、悪意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知

をしたときは、共済関係を解除することがあります。

### 13 共済掛金不払いによる共済関係の解除

共済関係成立後であっても、正当な理由がないのに払込期限までに共済掛金が納入されない場合、共済関係を解除することがあります。

### 14 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

ア 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせたとき又はさせようとしたとき。

イ 共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い又は行おうとしたとき。

ウ その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由が生じたとき又は判明したとき。

### 15 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認

#### (1) 交付申請の有無の確認

「大豆」及び「そば」では、加入者が選択を申し出た単位当たり共済金額について、その適用にあたり確認するため関係部署（市町村、JA、東北農政局等）へ経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払の交付申請の有無を照会いたします。

#### (2) 共済金の返還を求める場合

1) 「大豆」及び「そば」について、共済金の支払い後に交付農業者としての単位当たり共済金額を適用した加入者が交付農業者以外であることが判明した場合（共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができなかつた場合等を除きます。）は、交付農業者以外に適用される単位当たり共済金額を適用して引受変更し、共済掛金の一部返還を行うとともに、支払いした共済金の一部を返還していただくこととなります。

2) 「大豆」及び「そば」について、交付農業者として引受した加入者で数量払のみの交付申請を行った旨の申告があつたにもかかわらず、面積払交付農業者であることが判明し共済金が過大に支払われていたときには、支払いした共済金の一部を返還していただくこととなります。なお、このような事例が複数年続いたときやその他悪意または重大な過失によって不実の申告をしたと認められるときは、共済金の全部または一部についてお支払いできないことがあります。

### 16 共済責任期間中の通知義務

共済責任期間中に加入申し込みのときと異なる次のような事実が発生した場合には、速やかに組合に連絡願います。加入者がこの義務を怠った場合、共済金がお支払いできなくなる場合や契約を解除・失効しなければならなくなる場合があります。

ア 加入している「大豆」、「ばれいしょ」、「そば」を譲渡したとき、収穫適期前に刈取り若しくは鋤き込みしようとするとき。

イ 加入している「大豆」「ばれいしょ」「そば」についての栽培方法を加入した区分に適用される栽培方法以外のものに変更したとき。

ウ 「蚕繭」を譲渡したとき、又は収繭期前に棄蚕をするとき若しくはしたとき。

エ 「蚕児」の飼育場所を変更したとき。

### 17 個人情報取り扱い

加入申込書記載事項やご加入に際し知り得た情報につきましては、当組合、農林水産省が引受・損害評価事務などのほか、損害防止など各種サービスの提供・充実のために限り利用させていただきます。



なお、法令により必要とされた場合には、個人情報第三者に提供することがあります。

#### 18 その他の重要事項

- ア 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。
- イ 畑作物共済(ばれいしょ、大豆、そば、蚕繭)に加入している場合でも農業経営収入保険に移行することも可能となります。
- ウ 加入申込書の提出は、本書面を確認して行われたものいたします。